# 第11回 SOSTAP 関西月例会議事録

日 時 : 2017年3月10日13:00~17:00 場 所 : IDEC 株式会社 本社ホールA

出席者 :6名(法人会員:3名 個人会員:3名)

### 1. 定例報告

### 総会の情報共有

- ●2月17日の総会では、2月10日の関西地区月例会で準備した関西地区委員会の活動内容が 畑事務局長から東京地区活動報告とあわせて報告された。
- ●総会議題は全て承認されたが、予算と決算の数字乖離の原因についてのみ確認の質問あり →昨年6月以前の体制(安全技術応用研究会単独運営)から6月以降に新体制(安全技術応用研究会と安全技術普及会の2つの組織への分割運営)によると説明。

#### <最新情報トピックス>

(1) 月例会での会員企業からの要望に対する対応の一つとして、リスクアセスメントについては、 どのような項目・内容について困っているのかを事前にアンケート形式で出してもらい事務 局で集約する。3月24日の東京地区月例会でアンケート内容について確認を行い、今後テー マ化していく予定である。

### <今月度の研究会テーマ>

「化学物質のリスクアセスメント」の実施義務化の法律改正内容の説明(企画運営委員)

- ・平成 27.9.18「危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号」により、2016 年 6 月 1 日から化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係る労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて、640 物質+27 物質(2017. 3. 1. 追加)のラベル表示・SDS交付・リスクアセスメント実施が、義務化される。
- ・企業の取るべき対応については下記のとおり
  - ①購買部門は購入化学物質について 2016 年 6 月 1 日以降に作成した法改正対応済の SDSを取引先に要求し、リスクアセスメントが必要な物質かどうかを特定する。 注 1) 研究部門・分析部門・品質管理部門で扱う化学物質に確認漏れの無いよう注意する。
  - ②自社にて作業環境測定を実施している化学物質は測定結果を用いたリスクアセスメントを行う。
  - ③残りの化学物質については、法律で指定されている方法に基づいてリスクアセスメントを実施する。
    - 注2) リスクアセスメント実施方法に関して、厚労省HPを参照のこと。
  - ④上記③の対象物質に対してはラベル表示を確実に実施する。

## 2. 月例会(関西地区)の討議事項

1)2017年3月24日東京地区月例会で研究テーマとして関西地区委員会から報告する「Advanced Safety Design」の発表資料について検討した。

## 3. その他

1) 関西月例会配付·発表資料

資料番号	資料名
285-2-2	「化学物質リスクアセスメント資料」

2) 月例会・研究会の開催予定

・ 東京地区(月例会): 3月24日(金)13:00~ 大井町・ 関西地区(月例会): 4月14日(金)13:00~ 新大阪

• 関西地区(委員会): 4月 1日(土) 13:00~ 京都リサーチパーク

以上